

投資信託定時定額購入取引規定

第1条（規定の趣旨）

この規定はお客様と株式会社沖縄銀行（以下、「当行」といいます。）との証券投資信託（「以下、「投資信託」といいます。」の定時定額購入サービス（以下、「本サービス」といいます。）に関する取り決めです。

お客様は、本サービス内容を十分に理解し、お客様の判断と責任において本サービスを利用するものとします。

2 この規定に別段の定めがないときは、「投資信託総合取引規定」

「投資信託受益権振替決済口座管理規定」（お客様が、当行の「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資約款（以下、本項において「当該約款」といいます。）」に基づいて、非課税口座に設けられた累積投資勘定で行う取引（以下、「つみたてNISA」といいます。）で買付けをすることができる投資信託の銘柄については、当該約款を含みます。）その他の規定、約款の定めるところにより取扱います。なお、お客様が当該約款に基づき、つみたてNISAでの買付けをすることができる投資信託の銘柄については、つみたてNISA以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。

第2条（買付銘柄の選定）

本サービスは毎月あらかじめ定めた日を買付けの申込受付日としあらかじめ指定していただいた投資信託受益権（以下「投資信託」といいます）を自動的に買付けするものです。

2 本サービスによって買付けできる投資信託は、当行が選定する銘柄（以下、「選定銘柄」といいます。）とします。なお、お客様がつみたてNISAで買付けできる投資信託の銘柄については、当行が選定する、当行ホームページに掲載した銘柄のみを選定銘柄とします。

3 お客様は、選定銘柄の中から1以上の銘柄を指定し買付けの申込みを行うものとします（指定された銘柄を以下、「指定銘柄」といいます。）

第3条（申込方法）

お客様は、当行指定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名・捺印し、これを取扱店に提出することによって本サービスを申し込むものとし、当行が承諾した場合に本サービスを利用できます。なお、当該申込書に捺印する印鑑は投資信託総合取引規定第3条により届出されたお届出印とします。（ペーパーレス取引においては、別途定める当行所定の確認方法ならびに手続方法によりサービスを利用できます。）

2 お申込みにあたっては、投資信託累積投資約款第3条による指定銘柄の自動けいぞく（累積）投資口座を開設していただきます。ただし、すでに開設済みの場合はこの

限りではありません。

第4条（申込内容の変更）

お客様は、所定の手続きによって当行に申し出ることにより、払込みの休止及び申込内容の変更を行うことができます。

- 2 変更の開始は、毎月14日（休日の場合は、翌営業日）の7営業日前から投資信託買付日の場合は次回分より、それ以外は直近分よりとします。

第5条（払込方法）

お客様は、投資信託総合取引規定第4条の規定により指定された預金口座（以下、「指定預金口座」といいます。）からの振替により、指定銘柄の投資信託買付資金の払込みを行うものとします。

第6条（払込の開始・払込期間）

本サービスの申込日が毎月14日（休日の場合は、翌営業日）の7営業日前から投資信託をお買付けの場合は次回分より、それ以外の場合は直近分より、本サービスの契約は成立いたします。

- 2 本サービスの払込期間は、定めのないものと致します。

第7条（金銭の払込）

当行は指定銘柄の買付けにあてるため、毎月1指定銘柄につき、1回あたりあらかじめお客様が申し出た一定金額の金銭（以下、「払込金」といいます）を毎月10日（銀行休業日の場合は翌営業日）に、指定預金口座から自動引き落としさせていただきます。この場合、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および同払戻請求書の提出は不要とします。なお、総合口座貸越、カードローン、当座貸越を利用した引落しは行いません。

- 2 払込金の金額は、1指定銘柄につき5,000円以上1,000円の整数倍の金額とします。ただし、お客様がつみたてNISAでの買付けをする場合には、当該指定銘柄の購入の代価（払込金額から、第9条第3項に定める買付け手数料および消費税等を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は払込金額と同額とします。）の各年ごとの合計額（つみたてNISAで複数銘柄の買付けを申込み場合は、申込み全銘柄の購入の代価の各年ごとの合計額）が40万円を超えることとなるような払込金額の指定はできないものとします。
- 3 指定預金口座の残高が毎月10日（銀行休業日の場合は翌営業日）の引落とし指定日において引落金額に満たない場合は、引落としおよび第8条の取扱いはいたしません。この場合、買付けを行わなかったことにより生じた損害について、当行は責を負いません。なお、引落し不能であった月の翌月の引落しについては、1ヶ月分の引

落しのみを行うものとし、当月に買付けを行わなかった分の買付けは行わないこととします。

- 4 引落日に複数の銘柄について本サービスをお申込みいただいている場合で、指定預金口座の残高が合計引落金額に満たないが、一部の銘柄の引落額以上となる場合は、当該銘柄の買付けを行います。この場合、買付けする銘柄の指定はできず、どの銘柄を買付けするかは当行の任意とします。なお、この場合、当行はお客様に対して事前の通知を行いません。また、この取扱いによって何らかの損害がお客様に生じたとしても、当行は責任を負いません。
- 5 引落日に本サービスを含め、指定預金口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が指定預金口座の残高を超えるときは、そのいずれを引落しするかは、当行の任意とします。

第8条（増額の払込）

第7条（金銭の払込）に加えて、1年に2回まで、払込金の増額ができます。この場合、当行所定の書面（または当行所定の手続き）により届け出てください。

- 2 増額の払込金の金額は、1銘柄につき、5,000円以上1,000円の整数倍の金額とし、年2回の払込金額は同一といたします。ただし、お客様がつみたてNISAでの買付けをする場合には、つみたてNISAで買付しようとする全銘柄についての前条第2項の払込金額と本項の増額金額（第9条第3項に定める買付け手数料 および消費税等を除いた金額とし、当該手数料がゼロの場合は当該増額金額とします。）との各年ごとの合計額が40万円を超えることとなるような増額金額の指定はできません。

第9条（買付の方法（時期および価額））

当行は、お客様からの払込金の受入れをもって、払込のあった月14日（休業日の場合は、翌営業日）における指定銘柄の買付けの申込みがあったものとして取扱い、この規定および投資信託累積投資約款、その他の約款の定めに従って、当該振替日の翌営業日に指定銘柄の買付けを行います。なお、引落口座の残高不足等の理由で、指定銘柄の買付けが行われなかった場合は、当行からお客様への通知は特に行いません。

- 2 第1項の買付価額は指定銘柄の目論見書に定める価額とします。
- 3 第1項の指定銘柄の買付けに手数料や消費税等が必要な場合には、振替金額から差し引くものとします。ただし、つみたてNISAによる指定銘柄のお取引については、販売および解約にかかる手数料ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいております。
- 4 第1項の規定にかかわらず、指定銘柄の買付けの申込みを投資信託委託会社（以下「委託会社」といいます。）が中止または取り消した場合は、翌営業日以降最初に買付けが可能になった日に買付けを行います。

第 10 条（投資信託の振替および収益分配金の再投資）

投資信託の振替および収益分配金の再投資は、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」および「累積投資取引規定」に基づき行うものとします。

第 11 条（取引および残高の通知）

当行は、本サービスに基づくお客様への取引明細および残高明細の通知を以下の各号により行うものとします。

(1) 取引の明細

第 9 条に基づく取引の明細については、毎年 3・6・9・12 月の各末日付けで、その翌月中の時期に期間中の指定銘柄ごとの買付明細および銘柄ごとの買付合計金額、取得合計口数等を記載した「取引残高報告書」により通知します。

(2) 金銭および残高明細指定銘柄の買付預り金および残高については、前号に規定する「取引残高報告書」に記載してお客様に通知します。

2 前項の規定にかかわらず、該当取引がない場合には、別途、1 年に 1 回以上取引残高報告書によりお客様に通知することがあります。

第 12 条（選定銘柄の除外）

選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当行は、お客様に遅滞なく通知するものとします。

(1) 当該銘柄が償還されることとなった場合、もしくは償還された場合

(2) その他当行が必要と認める場合

第 13 条（本サービスの停止）

当行は、次の各号に掲げる委託会社および当行のやむを得ない事情により、本サービスを一時的に停止することがあります。

(1) 委託会社が、指定銘柄の財産資金管理を円滑に行うため、その設定を停止した場合

(2) 委託会社の登録取消し、営業譲渡等および受託銀行の辞任等により、指定銘柄の設定が停止されている場合

(3) 災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、当行が本サービスを行うことができない場合

(4) その他、当行がやむを得ない事情により本サービスを停止せざるを得ないと判断した場合

第 14 条（本サービスの解約）

本サービスは、投資信託総合取引規定第 10 条第 1 項または第 2 項のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- (1) お客様が当行所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
 - (2) お客様が指定銘柄の自動けいぞく（累積投資口座を解約された場合）
 - (3) 当行が本サービスを営むことができなくなった場合
 - (4) 当行が本サービスの解約を申し出た場合。また本サービスが解約されると、本サービスにかかる預金口座振替契約も解約されます。
 - (5) 第 12 条の規定により指定銘柄が対象銘柄から除外されたとき
 - (6) 一定期間指定銘柄の買付けがなされなかった場合
- 2 お客様が、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款（以下、「当該約款」といいます。）の規定に基づき、つみたて N I S A において本サービスの利用にされる場合において、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申出いただきます。なお、お客様が当該解約のお申出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座（特定口座を開設済みのお客様の場合）または一般口座での買付けとなることがありますが、その場合、当行は、裁量により、当行の任意の時期にお客様から本サービスの解約のお申出があったものとして取扱うことができることとします。
- (1) お客様が当該約款第 11 条の 2 の規定により、累積投資勘定から非課税管理勘定への勘定の種類の変更を行う場合非課税管理勘定が新たに設定される日
 - (2) 当該約款第 16 条の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合非課税口座が廃止される日
 - (3) お客様が当該約款第 10 条の 2 の規定により累積投資勘定が廃止される場合累積投資勘定が廃止される日

第 15 条（印鑑照合または本人確認）

変更・解約届け等、各種申込書に使用された陰影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合（ペーパーレス取引においては、当行所定の確認方法により確認）し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき、偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 16 条（その他）

当行はこの契約に基づいてお預りした金額に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いいたしません。

第 17 条（この規定の変更）

この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由がある

と認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

- 2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
- 3 前二項による変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。